

各報道機関様

次のとおり資料提供しますのでよろしくお願いいたします。

行 事 等	北海道家庭教育サポート企業等制度協定締結式
日 時	令和4年(2022年)5月17日(火) ① 9:15~9:45 ② 10:10~10:40 ③ 11:10~11:40
場 所	① 北海道セキスイハイム工業株式会社(岩見沢市東町2条4丁目142-4) 応接室 ② 日浦株式会社(岩見沢市4条西8丁目2番地) 社長室 ③ 日の出交通株式会社(岩見沢市大和2条9丁目19番地5) 社長室
出 席 者	① 北海道セキスイハイム工業株式会社取締役工場長 末永 雅裕(スエナガ マサヒロ)氏 " 経営管理部部长 舘 秀樹(タテヒデキ)氏 北海道教育庁空知教育局長 山口 利之(ヤマグチ トシユキ) ② 日浦株式会社代表取締役社長 日浦 孝博(ヒウラ タカヒロ)氏 北海道教育庁空知教育局長 山口 利之(ヤマグチ トシユキ) ③ 日の出交通株式会社代表取締役社長 中路 幹雄(ナカミチ ミキオ)氏 北海道教育庁空知教育局長 山口 利之(ヤマグチ トシユキ)
内 容	○ 「家庭教育を支援するための職場環境づくりに取り組む企業等と協定を締結し、相互に協力して、北海道における家庭教育の一層の推進を図ること」を目的としている「北海道家庭教育サポート企業等制度」に北海道セキスイハイム工業株式会社、日浦株式会社、日の出交通株式会社から申込みがあり、内容が適正であると認めたため、当該企業と協定書を締結する。 【締結式の内容】 ・北海道家庭教育サポート企業等制度の概要説明 ・企業代表者が協定書2通に署名と日付を記入 ・協定書を持ち握手している姿などの写真を撮影 ・啓発資料(ポスター等)の手渡し ・情報交流
参 考 (経緯など)	○ 「北海道家庭教育サポート企業等制度」は、深刻化する少子高齢化問題や次世代育成などの社会課題を背景に、家庭教育支援をより一層推進するためには、企業等の理解や協力が不可欠であるとの認識から平成18年度から制度が開始された。 ○ 協定締結企業 ※令和4年3月末現在 〔全 道〕2,646者 〔空知管内〕 377者
取材(報道)にあたってのお願い	当日の取材・報道についてお願いいたします。
担 当	空知教育局 教育支援課長 福田 正 樹 (電話0126-20-0182 内線3200)

北海道家庭教育サポート企業等制度の概要

家庭教育を支援するための職場環境づくりに取り組む企業等と協定を締結し、相互に協力して、北海道における家庭教育の一層の推進を図るための制度

次世代育成支援対策推進法 (H15)

事業主は、従業員の仕事と家庭の両立等に関し、行動計画策定指針に即して、目標、目標達成のために事業主が講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定すること。

少子化対策基本法 (H15)

事業主は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、国又は地方公共団体が実施する少子化に対処するための施策に協力するとともに、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

家庭教育支援をいっそう推進するために、行政と企業で協定を結び、企業が家庭教育や社会教育の重要性を認識し、自ら積極的に参加し、またその従業員に学校教育や社会教育への参画を促すことを目的に発足



企業等

- 取組 1 職場の子育て環境づくり
 - 取組 2 職場見学・体験の実施
 - 取組 3 地域行事への協力・支援
 - 取組 4 学校行事への参加促進
 - 取組 5 生活リズム向上の取組
 - 取組 6 「道民家庭の日」等の普及
- (1~4・5~6からそれぞれ1項目以上の取組)



道教委

企業に対する支援

- 協定締結企業等の家庭教育に関する取組をホームページに掲載
- 協定締結企業等に家庭教育に関する啓発資料を配布
- 協定締結企業等が従業員のために開催する研修会に講師を派遣



社会全体による
子育て支援の推進
すべての親を対象とする
家庭教育支援



問合せ先

北海道教育庁生涯学習推進局生涯学習課社会教育・読書推進グループ
〒064-8544 札幌市中央区北3条西7丁目 電話：011-204-5744

北海道家庭教育サポート企業等制度実施要綱

(平成18年9月6日教育長決定)

(平成23年1月18日一部改正)

(平成27年5月14日一部改正)

(平成31年2月15日一部改正)

第1 目的

この要綱は、家庭教育を支援するための職場環境づくりに取り組む企業等が北海道教育委員会教育長と協定を締結し、相互に協力の上、北海道における家庭教育の一層の推進を図ることを目的とする。

第2 取組内容

北海道教育委員会教育長（以下「教育長」という。）と家庭教育の推進に関する協定（以下「協定」という。）を締結する企業等（以下「協定締結企業等」という。）は、次に掲げる取組1から取組4までのうちから1項目以上並びに取組5及び取組6のうちから1項目以上に取り組まなければならない。

取組	項目	取組概要
1	職場の子育て環境づくり	従業員を対象に家庭教育の職場研修等を開催したり、家庭教育に関する資料等を掲示したりするなど、企業等が家庭教育の推進や子育てを支援するための環境づくりの取組を進める。
2	職場見学や職場体験の実施	子どもたちを対象とした職場見学や職場体験を実施するなど、働くことの意義について考えたり、話し合う機会をつくるための取組を進める。
3	地域行事への協力・支援	子どもたちが参加する地域行事の企画・運営を行ったり、物的・人的な協力を行うなど、企業等が地域住民の一員として地域行事への協力・支援を行うための取組を進める。
4	学校行事への参加促進	従業員が参観日等の学校行事へ参加することができるように、企業等が従業員に対して働きかけを行ったり、休暇を取りやすくするための職場環境づくりの取組を進める。
5	生活リズム向上の取組	従業員の家庭において、子どもが早寝、早起きをし、親子で朝ごはんをとるように働きかけを行うなど、子どもの生活リズムを向上させるための取組を進める。
6	「道民家庭の日」等の普及	従業員に対して毎月第3日曜日の「道民家庭の日」や毎月第1・3日曜日の「ノーゲームデー」、毎年11月1日の「北海道教育の日」を普及・啓発するとともに、「道民家庭の日」や「ノーゲームデー」は家族の団らんの日として、職場の行事等を実施しない取組を進める。

第3 協定の申込み

企業等は、協定の申込みをするときは、北海道家庭教育サポート企業等制度申込書（別記第1号様式）及び北海道家庭教育サポート企業等制度取組計画書（別記第2号様式）を教育長に提出しなければならない。

第4 協定の締結

- 1 教育長は、企業等から第3に規定する申込みがあった場合で、当該申込みの内容が適正であると認めたときは、北海道家庭教育サポート企業等制度協定書（別記第3号様式。以下「協定書」という。）により速やかに当該企業等と協定書を締結するものとする。
- 2 教育長は、前記1により企業等と協定を締結した場合、北海道家庭教育サポート企業等登録簿（別記第4号様式）に該当企業等の名称を登録し、その旨を公表するものとする。
- 3 企業等は、前記1により教育長と協定を締結した場合は、当該企業等の従業員にその旨を周知するものとする。

第5 協定の期間

協定の期間は、協定締結の日から起算して2年を経過した日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了時に協定締結企業等から申し出がない場合は、同一の条件で更新するものとする。

第6 取組の支援

教育長は、協定締結企業等から当該企業等の家庭教育に対する取組に関し、申出があった場合は、次に掲げる支援を行うことができる。

- 1 協定締結企業等の家庭教育に関する取組を教育委員会が所管するホームページ等に掲載すること。
- 2 家庭教育に関する啓発資料を協定締結企業等に配布すること。
- 3 協定締結企業等が従業員のために開催する職場研修等に講師を派遣すること。

第7 取組状況の報告

協定締結企業等は、北海道家庭教育サポート企業等制度取組状況報告書（別記第5号様式）により、当該年度の取組状況を毎年度終了後30日以内に教育長に報告するものとする。

第8 協定内容の変更

協定締結企業等は、次に掲げる協定内容に変更があった場合、北海道家庭教育サポート企業等制度協定内容変更届出書（別記第6号様式）により、その旨を届け出なければならない。

- 1 企業名
- 2 住所
- 3 業務内容
- 4 電話
- 5 F A X
- 6 E-mail
- 7 公式ホームページURL

第9 協定の解除

- 1 協定締結企業等は、申出により協定を解除することができる。
- 2 協定締結企業等が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、教育長は、協定を解除し、その旨を公表することができる。
 - (1) 協定書に定める取組を履行していない、又は怠っていると認めたとき。
 - (2) (1)に掲げる場合のほか、協定に違反し、その違反により協定の目的を達しがたいと認められたとき。
 - (3) 上記のほか、信用失墜行為があったと認めたとき。

第10 協定書の返還

第9の1及び2により協定が解除された場合は、協定締結企業等は、速やかに協定書を教育長に返還しなければならない。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、生涯学習推進局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月6日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成23年1月18日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成27年5月14日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成31年2月15日から施行する。

北海道家庭教育サポート企業等（空知管内）

市町名	企業数	企業等名
南幌町	10	エコーブなんぼろ店、(株)三建管工技研、南幌めぐみ学園、医療法人 やわらぎ、南幌みどり野幼稚園、南幌いちい保育園、特別養護老人ホーム南幌みどり苑、二合半、広教資材株式会社、メディカルクリーンアトリ株式会社
奈井江町	2	(株) 櫻井千田、(株) 砂子組
上砂川町	2	上砂川岳温泉パンケの湯、(有) 丸大おおひなた
由仁町	4	日本食品製造合資会社、ヒナタフーズ株式会社、ユニニの湯、三川パークゴルフクラブ
長沼町	5	ながみま農業協同組合、長沼鉄建株式会社、北興設備工業株式会社、北海道銀行長沼支店、北雄ラッキー株式会社ラッキー長沼店
栗山町	113	小林酒造株式会社、松原産業株式会社、株式会社日東総業、栗山興産株式会社、谷田製菓株式会社、日本高圧コンクリート株式会社栗山工場、朝日産業株式会社、太田総業株式会社、共立道路株式会社、丸十岡山砂利株式会社、特別養護老人ホームくりのさと、空知日石株式会社、ホテルパラダイスヒルズ、鳥山電気工事株式会社、(有) 山崎建設、小室電機株式会社、ローソン栗山中里店、(株) 錦古里自動車商会、栗山商工会議所、北海設備工業株式会社、丸勝浴水設備工業株式会社、丸勝樺沢工業株式会社、北海道内田鍛工株式会社、(有) ゆうせい運輸、(株) エクセルシャノン栗山工場、(株) 永池育種農場、オークランド製造本部株式会社、ヘンケルエイブルスティックジャパン株式会社北海道工場、大手自動車工業株式会社、今井無線電機株式会社、(有) 白光堂楽器店、(有) マルセ塗装、(株) 北創、(株) 横山工業、栗山自動車整備株式会社、井沢建設株式会社、ハローENJOY、(有) やなぎ屋、栗山赤十字病院、(有) 花のなかい、モック・システム有限公司、空知信用金庫栗山支店、山東印刷株式会社、シャトレーゼゴルフ&スパリゾートホテル栗山、(有) そらち、山本ガラス株式会社、(株) 第一コンクリート工業所、(有) 平河内建設、(有) たがみ製麺、セブンイレブン空知栗山店、(株) 大同測量、松本印章印刷、セブンイレブン栗山松風店、カワモト、たかやほしダリア、社団法人栗山青年会議所、(有) 置田家具店、(株) タネショウシードコンサルタント、天馬軒、(株) 北野センター、E&Cエンジニアリング株式会社北海道工場、クリーンセンター株式会社、(株) フォトボード、(有) 南空知興産、北一ドライクリーニング店、丸友坂観光商事株式会社 居酒屋おらが村、(有) 丸小旗矢金物店、(株) 白戸家具店、養護老人ホーム 泉徳苑、前田菓子舗、(有) 高杉、生駒タイヤ有限公司、(有) 伊藤電気、(株) 砂田興産、北洋銀行栗山支店、(株) マルカ工藝館、(株) 山上ウエサカ、ヘアサロンたかざわ、まちの駅栗原プラザ、(有) 元田鉄工、佐藤幹夫税理士事務所、(有) 渋谷タイヤ商会、大久保鋸工物店、(有) ストアーやまか、北海道銀行栗山支店、道央建設運輸(株)、セブンイレブン栗山立店、(有) 西岡建設、(株) 中島車輛、(株) すいき建設、(株) スイテック、(有) 栗山交通、(株) 北海道きのこ生産総合研究所栗山生産工場、(株) 岩崎建設工業、(有) 村上自工、(有) 池野建設、(有) 北海道日原、(株) 共成レンテム栗山営業所、(有) 朝倉自動車油圧、松栄電気株式会社、(有) ランサーデーリィサービス、(有) 粒里、(有) 湯地の丘自然農園、栗山町4Hクラブ、(有) 酒井農場、(有) 吉井龍雲堂薬局、(有) フクダシステム、フルーツ仲井、肉の店もろはし、正木工務店株式会社、北洋銀行栗山支店、(株) アサヒ商会新札幌フジントゴルフ倶楽部、北雄ラッキー株式会社ラッキー栗山店
月形町	3	北海道銀行月形支店、特別養護老人ホーム月形愛光園、雪の聖母園
浦臼町	6	コーヒーと食事の店 館、(株) 今田建設、三雄建設株式会社、神内ファーム21株式会社、(有) 田中電機商会、(有) 尾花商店
新十津川町	10	社会福祉法人明和会、(株) サンヒルズサライ、日本郵便株式会社橋本郵便局、日本郵便株式会社新十津川郵便局、日本郵便株式会社石狩吉野郵便局、(有) 大島精肉店、金酒造株式会社、日本郵便株式会社花月郵便局、日本郵便株式会社石狩大和郵便局、白石農園
妹背牛町	4	佐藤精工株式会社、妻神工業株式会社、資源サービス株式会社、(有) 妹背牛振興公社妹背牛温泉ベール
秩父別町	3	特定非営利活動法人あおぞら、NPO まちづくりネットちっぷ、社会福祉法人幸福会
雨竜町	4	日本郵便株式会社雨竜郵便局、日本郵便株式会社石狩追分郵便局、(株) 池上木工、(株) 雨竜町振興公社
北竜町	3	(株) 藤岡建設、(株) 北興建設、(株) 北創
沼田町	2	ほろしん温泉ほたる館、日本郵便株式会社沼田郵便局
岩見沢市	19	株式会社大和商会、(有) リアンディサービスセンターグループホームえみな、いわみざわ農業協同組合、空知パブリックメンテナンス株式会社グループホーム「まごころ」、(株) 北海道教育楽器、昭和マテリアル株式会社、(有) プラスアルファコーポレーション、(株) 美さき、(有) 食彩、アーチ株式会社、(株) 組合印刷、北海道銀行岩見沢支店、ジープランニング、北洋銀行岩見沢中央支店、(株) アサヒ商会新札幌台ゴルフ倶楽部、(株) アサヒ商会岩見沢給油所、北雄ラッキー株式会社ラッキーマーケット幌向店、(株) かむにし、及川産業株式会社
夕張市	4	(株) データベースタ張事業所、丸七氏家建設株式会社、(株) ネクスト夕張、北洋銀行夕張支店
美瑛市	7	(株) 岸本組、(株) ユースフルシステム、特定非営利活動法人 美瑛市文化協会、(株) 高砂建設、北海道銀行美瑛支店、イエローグループ美瑛店、北洋銀行美瑛支店
芦別市	7	北日本精機株式会社、北海道銀行芦別支店、社会福祉法人芦別慈恵園、イエローグループ芦別店、北洋銀行芦別支店、北都物産株式会社芦別工場、(有) 瀬戸仏具店
赤平市	6	北海道銀行赤平支店、北洋銀行赤平支店、赤平振興公社、西出興業株式会社、植村建設株式会社、(株) いたがき
三笠市	4	武部建設株式会社、医療法人社団養生会、飛騨産業株式会社北海道工場、(株) 田端本堂カンパニー本社
滝川市	9	(株) ホンダカーズ滝川、極東建設株式会社、(株) 神部組、北海道銀行滝川支店、北洋銀行滝川支店、(株) アサヒ商会滝川給油所、シオジリプラス(株)、滝川測量設計(株)、(株) 田端本堂カンパニー本店
砂川市	86	一般財団法人北海道子どもの国協会、水島建設工業株式会社、北陽興業株式会社、(有) 兼弘永森家具店、あまとうみに、(有) いわた書店、社会福祉法人くるみ会、コンドウ美容室、(有) フライヤーズ・カンパニー、山屋製パン有限公司、(株) シロ、(株) 道北アークススーパーチェーンふじあシル砂川店、山田産業株式会社、(株) 北斗、環境サービス株式会社、株式会社吉川食品、(株) アメニティ開発砂川パークホテル、北海道三井化学株式会社、(株) 治田タイヤ、総合商社北斗総合株式会社、株式会社ホリ、オーハシ総合設備株式会社、南野建設工業株式会社、北光貸衣裳、(有) 空知空調、(有) 信太写真館、(有) アド・ワーズ、ふじ印刷、伊豫田製菓(有)、医療法人砂川慈恵会病院、(株) 丸石家商店、松原歯科医院、株式会社栄進、奥山農園、コープさっぽろ砂川店、サワダ商事、(株) 北谷組、東洋建設工業株式会社、新砂川農業協同組合、北海道スイコー株式会社(砂川工場・製管部)、(有) ほんだ菓子司、空知単板工業株式会社砂川工場、三共建具工業(株)、(有) 千葉化工、三東商事株式会社、ナカヤ菓子店、特定非営利活動法人つむぎの家、三敏建設株式会社、北海道銀行砂川支店、多比良歯科医院、タヒラデンタルクリエーション、(株) サワケン、(株) サンコー、タツミ電気、ちば理容院、どんどん亭、ペットサロン・プリン、合同会社 ラクーン、伊藤歯科医院、空知商工信用組合砂川支店、紅葉商事(株)、(株) 佐藤呉服店、(有) 東和建設工業、(有) 入山小山商店、美粧院 華、菱雄石炭宮本売炭所、(株) 富士屋建築、(有) 砂川北自、丸一運輸株式会社、(株) 林工務店、NPO法人オアシス、ふじや商事株式会社、らーめん虎の介、宮本家具店、口福厨房株式会社、(有) 杉本衣製店、大谷商事株式会社、(有) 池川生花店、(有) 南部金物店、北門信用金庫砂川支店、焼肉たかや、(株) オオヤマ、(株) 外川商事、北洋銀行砂川支店、(株) アサヒ商会砂川給油所、ソメスサドル株式会社
歌志内市	1	空知炭礦株式会社
深川市	8	きたそらち農業協同組合、ヒロノ株式会社、(株) スコーレ、(株) スポーツピア、社会福祉法人 深川市社会福祉協議会、(株) 金山若林、北空知新聞社、北洋銀行深川支店
南空知地区	55	日本郵便株式会社(北海道南空知地区連絡内郵便局)